都道府県	市区町村名	Ⅰ 準要保護の認定について		Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について														Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅲ 自由記述欄
		貴市区町村では、平成31（令和元）年4月時点において、準要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1. 準要保護の認定基準への反映について				2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定														3. 生活保護基準見直しの影響を受ける人数について			（3） ②把握していない理由	
				（1）平成30年10月の見直し後の生活保護基準を、平成31年4月以降、来年度の貴市区町村の準要保護の認定基準として認定基準に反映させますか。		（2）参照している生活保護基準		（1） 平成31年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っていますか。			（2）予定する対応内容（複数回答可）					（3）⑤その他の内容	（4）③影響あり対応なしの理由（複数回答可）			（5）（4）①③の内容	（1）どの程度の影響が生じる可能性があるか		（2）把握している場合、平成31年3月までは援助対象だったが、平成31年4月以降は援助対象外となった者の人数		
		①用いる	②用いていない	①反映させる	②反映させない	年	月	①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準（平成30年10月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準（平成30年9月以前の基準）に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定（生活保護基準の1．2倍だったものを1．3倍に引き上げるなど）	③「生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準（注1）」以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため （→2．（5）へ）	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない	人		
		→Ⅱへ	→Ⅲ自由記述へ	→2（1）へ	→1（2）へ		→Ⅲへ	→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
179	179	148	31	63	85	85	85	21	41	1	15	5	0	2	2	2	0	0	1	1	0	1	0	1	0
北海道	札幌市	○			○	平成25	4																		
北海道	函館市	○			○	平成30	4																		
北海道	小樽市	○			○	平成25	4																		
北海道	旭川市	○		○				○				○													
北海道	室蘭市	○		○				○			○														
北海道	釧路市	○			○	平成25	4																		
北海道	帯広市	○			○	平成25	4																		
北海道	北見市	○			○	平成24	12																		
北海道	夕張市	○			○	平成24	4																		
北海道	岩見沢市	○			○	平成25	4																		
北海道	網走市	○			○	平成23	4																		
北海道	留萌市	○			○	平成25	4																		
北海道	苫小牧市	○			○	平成25	4																		
北海道	稚内市	○			○	平成25	4																		
北海道	美唄市	○			○	平成25	4																		
北海道	芦別市	○			○	平成25	8																		
北海道	江別市	○			○	平成25	4																		
北海道	赤平市	○		○				○			○														
北海道	紋別市	○			○	平成25	4																		
北海道	士別市	○			○	平成24	4																		
北海道	名寄市		○																						
北海道	三笠市	○			○	平成25	8																		
北海道	根室市	○		○					○																
北海道	千歳市	○			○	平成25	4																		
北海道	滝川市	○			○	平成25	8																		
北海道	砂川市	○			○	平成25	4																		
北海道	歌志内市	○			○	平成25	4																		
北海道	深川市	○			○	平成30	4																		
北海道	富良野市	○			○	平成30	4																		
北海道	恵庭市	○			○	平成30	4																		
北海道	伊達市	○			○	平成30	4																		
北海道	北広島市	○			○	平成25	8																		
北海道	石狩市		○																						
北海道	北斗市	○			○	平成25	8																		
北海道	当別町	○			○	平成25	8																		
北海道	新篠津村	○			○	平成24	12																		
北海道	松前町		○																						
北海道	福島町	○		○					○																
北海道	知内町	○			○	平成24	12																		
北海道	木古内町	○		○					○																
北海道	七飯町	○			○	平成25	7																		
北海道	鹿部町	○			○	平成27	4																		
北海道	森町		○																						
北海道	八雲町	○		○				○				○													
北海道	長万部町	○			○	平成24	4																		
北海道	江差町	○			○	平成25	7																		
北海道	上ノ国町		○																						
北海道	厚沢部町	○			○	平成25	7																		
北海道	乙部町	○		○					○																
北海道	奥尻町	○		○					○																
北海道	今金町	○		○					○																
北海道	せたな町	○			○	平成25	7																		
北海道	島牧村	○		○					○																
北海道	寿都町	○			○	平成25	8																		
北海道	黒松内町		○																						
北海道	蘭越町	○		○					○																
北海道	ニセコ町		○																						
北海道	真狩村		○																						
北海道	留寿都村		○																						
北海道	喜茂別町	○		○					○																
北海道	京極町	○		○					○																
北海道	倶知安町	○		○				○				○													
北海道	共和町	○		○					○																
北海道	岩内町	○			○	平成24	4																		
北海道	泊村	○		○					○																
北海道	神恵内村	○			○	平成25	8																		
北海道	積丹町		○																						
北海道	古平町	○		○					○																
北海道	仁木町		○																						
北海道	余市町	○			○	平成25	8																		
北海道	赤井川村	○			○	平成25	8																		
北海道	南幌町	○		○				○			○														
北海道	奈井江町	○			○	平成24	4																		

都道府県	市区町村名	Ⅰ 準要保護の認定について		Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について													Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅲ 自由記述欄
		貴市区町村では、平成31（令和元）年4月時点において、準要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1. 準要保護の認定基準への反映について				2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定													3. 生活保護基準見直しの影響を受ける人数について				
				（1）平成30年10月の見直し後の生活保護基準を、平成31年4月以降、来年度の貴市区町村の準要保護の認定基準として認定基準に反映させますか。		（2）参照している生活保護基準		（1） 平成31年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っていますか。			（2）予定する対応内容（複数回答可）					（3）⑤その他の内容	（4）③影響あり対応なしの理由（複数回答可）			（5）（4）①③の内容	（1）どの程度の影響が生じる可能性があるか		（2）把握している場合、平成31年3月までは援助対象だったが、平成31年4月以降は援助対象外となった者の人数	（3） ②把握していない理由	
		①用いる	②用いていない	①反映させる	②反映させない	年	月	①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準（平成30年10月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準（平成30年9月以前の基準）に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定（生活保護基準の1．3倍だったものを1．3倍に引き上げるなど）	③「生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準（注1）」以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため （→2．（5）へ）	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない	人		
		→Ⅱへ	→Ⅲ自由記述へ	→2（1）へ	→1（2）へ		→Ⅲへ	→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
179	179	148	31	63	85	85	85	21	41	1	15	5	0	2	2	2	0	0	1	1	0	1	0	1	0
北海道	上砂川町	○		○				○			○														
北海道	由仁町	○		○				○			○														
北海道	長沼町	○			○	平成24	4																		
北海道	栗山町	○		○				○			○				○	・既認定者（平成30年9月までに認定している者）については、平成30年度中の新基準による再度審査は行わず引き続き認定する。 ・新規申請者（平成30年10月以降に申請があった者）については見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準（木町独自基準）により再審査を行う。 また、平成31年度以降は、既認定者についても新規申請者と同様に取り扱う。 ・なお、本町の認定基準は、生活保護基準額のうち、一般生活費第1類及び第2類の基準額について、基準額①（逓減率未使用）のみを使用し認定審査を行っている。									
北海道	月形町	○			○	平成25	7																		
北海道	浦臼町	○		○					○																
北海道	新十津川町		○																						
北海道	妹背牛町	○		○					○																
北海道	秩父別町		○																						
北海道	雨竜町	○		○					○																
北海道	北竜町	○		○					○																
北海道	沼田町	○			○	平成24	4																		
北海道	鷹栖町	○			○	平成24	4																		
北海道	東神楽町	○		○				○				○													
北海道	当麻町	○		○					○																
北海道	比布町		○																						
北海道	愛別町	○		○					○																
北海道	上川町		○																						
北海道	東川町	○			○	平成29	4																		
北海道	美瑛町	○		○				○			○			○											
北海道	上富良野町	○			○	平成24	4																		
北海道	中富良野町	○		○					○																
北海道	南富良野町	○		○						○									○	【③その他】 準要保護者は要保護者に準じて認定するものであり、生活保護基準の引き下げに伴って準要保護の認定基準が引き下がることはやむを得ないと考えているため。		○		年度によって所得の状況に変化があるため。	
北海道	占冠村	○			○	平成30	3																		
北海道	和寒町	○		○				○			○														
北海道	剣淵町	○		○					○																
北海道	下川町	○			○	平成25	8																		
北海道	美深町	○			○	平成25	4																		
北海道	音威子府村	○		○					○																
北海道	中川町	○			○	平成29	12																		
北海道	幌加内町	○		○					○																
北海道	増毛町	○		○					○																
北海道	小平町		○																						
北海道	苫前町	○		○					○																
北海道	羽幌町	○			○	平成24	8																		
北海道	初山別村	○		○					○																
北海道	遠別町		○																						
北海道	天塩町	○		○					○																
北海道	猿払村		○																						
北海道	浜頓別町	○		○					○																
北海道	中頓別町	○		○					○																
北海道	枝幸町	○			○	平成25	4																		
北海道	豊富町		○																						
北海道	礼文町	○		○					○																
北海道	利尻町		○																						
北海道	利尻富士町	○			○	平成30	9																		
北海道	幌延町	○		○					○																
北海道	美幌町	○			○	平成30	4																		
北海道	津別町	○			○	平成25	4																		
北海道	斜里町	○		○					○																
北海道	清里町		○																						
北海道	小清水町		○																						
北海道	訓子府町	○		○				○			○			○											
北海道	置戸町	○			○	平成25	7																		
北海道	佐呂間町	○		○				○			○														
北海道	遠軽町	○		○				○			○														
北海道	湧別町	○		○					○																
北海道	滝上町	○			○	平成24	4																		
北海道	興部町		○																						
北海道	西興部村	○			○	平成25	8																		
北海道	雄武町	○		○				○			○														
北海道	大空町	○		○					○																
北海道	豊浦町	○			○	平成30	5																		
北海道	壮瞥町	○			○	平成24	12																		
北海道	白老町	○			○	平成30	9																		

都道府県	市区町村名	Ⅰ　準要保護の認定について		Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について														Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅲ　自由記述欄
		貴市区町村では、平成31（令和元）年4月時点において、準要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1. 準要保護の認定基準への反映について				2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定														3. 生活保護基準見直しの影響を受ける人数について				
				（1）平成30年10月の見直し後の生活保護基準を、平成31年4月以降、来年度の貴市区町村の準要保護の認定基準として認定基準に反映させますか。		（2）参照している生活保護基準		（1）　平成31年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っていますか。			（2）予定する対応内容（複数回答可）					（3）⑤その他の内容	（4）③影響あり対応なしの理由（複数回答可）			（5）（4）①③の内容	（1）どの程度の影響が生じる可能性があるか		（2）把握している場合、平成31年3月までは援助対象だったが、平成31年4月以降は援助対象外となった者の人数	（3）　②把握していない理由	
		①用いる	②用いていない	①反映させる	②反映させない	年	月	①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準（平成30年10月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準（平成30年9月以前の基準）に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定（生活保護基準の1．2倍だったものを1．3倍に引き上げるなど）	③「生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準（注1）」以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため　（→2．（5）へ）	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない	人		
		→Ⅱへ	→Ⅲ自由記述へ	→2（1）へ	→1（2）へ		→Ⅲへ	→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
179	179	148	31	63	85	85	85	21	41	1	15	5	0	2	2	2	0	0	1	1	0	1	0	1	0
北海道	厚真町	○		○					○																
北海道	洞爺湖町	○		○					○																
北海道	安平町	○		○					○																
北海道	むかわ町	○			○	平成30	9																		
北海道	日高町		○																						
北海道	平取町	○		○					○																
北海道	新冠町	○			○	平成25	7																		
北海道	浦河町	○			○	平成30	3																		
北海道	様似町		○																						
北海道	えりも町		○																						
北海道	新ひだか町	○			○	平成25	7																		
北海道	音更町	○			○	平成25	4																		
北海道	士幌町		○																						
北海道	上士幌町	○			○	平成24	4																		
北海道	鹿追町	○		○					○																
北海道	新得町		○																						
北海道	清水町	○			○	平成24	4																		
北海道	芽室町	○			○	平成25	4																		
北海道	中札内村	○		○				○				○													
北海道	更別村	○		○					○																
北海道	大樹町	○			○	平成25	4																		
北海道	広尾町	○			○	平成23	6																		
北海道	幕別町	○			○	平成24	12																		
北海道	池田町	○			○	平成25	10																		
北海道	豊頃町	○			○	平成28	4																		
北海道	本別町	○			○	平成25	8																		
北海道	足寄町	○		○				○			○														
北海道	陸別町	○			○	平成24	4																		
北海道	浦幌町	○			○	平成24	4																		
北海道	釧路町	○		○				○			○														
北海道	厚岸町	○			○	平成25	7																		
北海道	浜中町	○		○				○			○														
北海道	標茶町	○		○				○							○	詳細については検討中であるが、いずれも認定要件の差が生じないように対応する予定。									
北海道	弟子屈町	○			○	平成25	7																		
北海道	鶴居村		○																						
北海道	白糠町		○																						
北海道	別海町		○																						
北海道	中標津町	○			○	平成25	4																		
北海道	標津町	○		○					○																
北海道	羅臼町	○			○	平成30	4																		
北海道	登別市	○			○	平成30	4																		